

【添付資料】 倫理規範の制定について

2016年6月16日(木) 理事会添付資料

Japan Football Association

JFA



1. 要点

〔本日起案するもの〕

5月度理事会協議事項提出の際に報告したとおり、「倫理」に関して「倫理規範」として制定する。

※JFAの問題意識、意欲に加え、スポーツインテグリティが危ぶまれる昨今の状況も踏まえ、「倫理・コンプライアンス方針」を策定し、さらにJFA内部、国内サッカー界関係者への働きかけを具体化することとし、「倫理規範」を制定する。

※JFAリフォーム活動の再検証、議論を開始する中で新たに「倫理規程」を制定することが、現行規程との不整合を行なう可能性等を考慮し、「倫理規程」については事務局にて持ち越し協議を行い、「倫理規範」に変更する。

〔今後の事務局等の取り組み〕

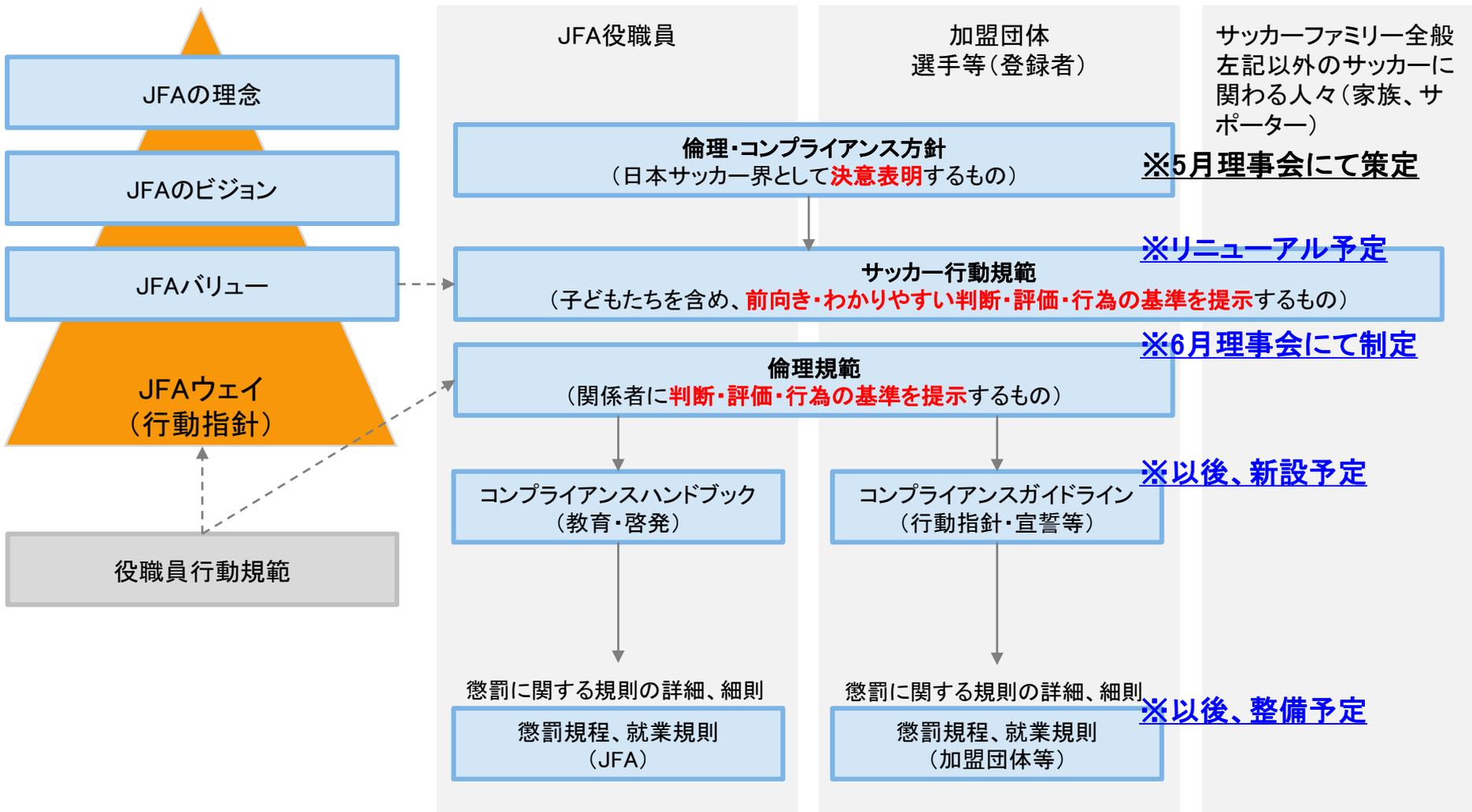
「諸規則整備」、「教育・啓発」、「報告・相談体制の整備」

⇒加盟団体、選手等、協働、指導、教育が必要なものについて着手を行なう。

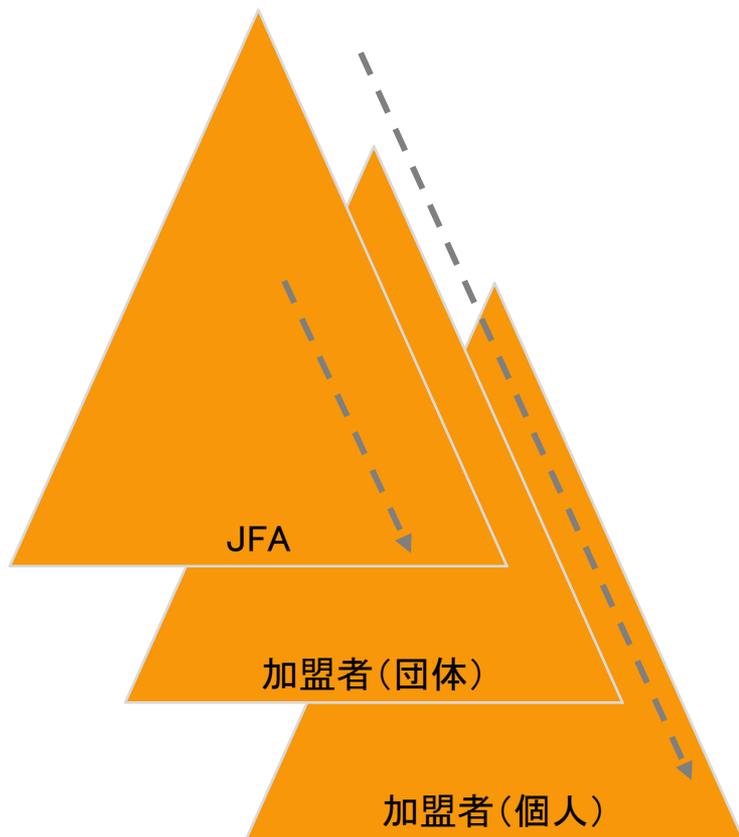
※スポーツ庁通達事項等を踏まえ、スポーツ界全体で日本代表選手等の不祥事を未然に防止すること、既にJリーグにて着手されているプロ選手に関する協働を継続していくこと、ユース年代選手への教育等（役職員、審判員、加盟団体等、全体で取り組みを推進する。）

2. 倫理規範の位置付け

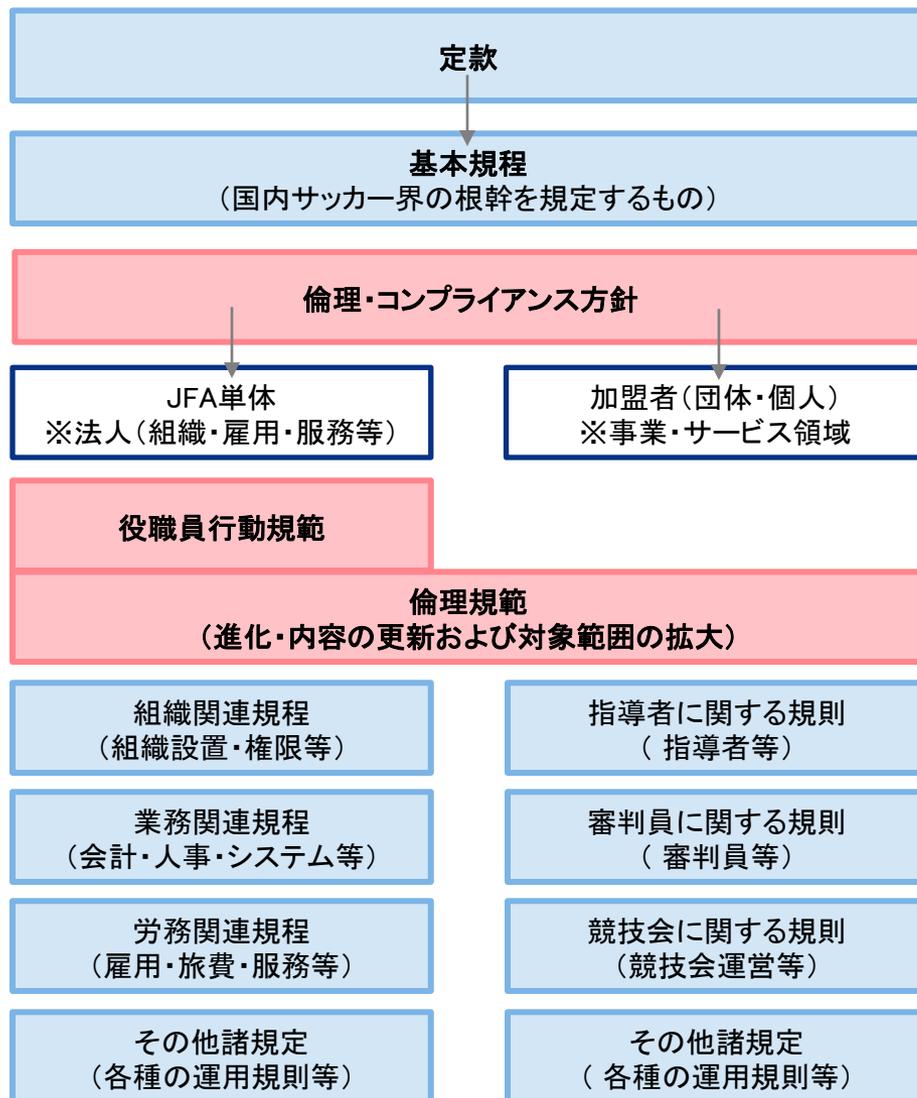
※変更点(規範に変更/役職員行動規範は廃止しない)



3. 倫理規範の規程類体系における位置付け



※規定内容(対象等)により、対象範囲は様々



4. 倫理規範となった経緯(補足説明)

1. 基本規程・その他諸規定との整合性

個別最適とならないよう既存の諸規定の定めを優先することとした。

基本規程記載事項(遵守事項及び禁止事項、中立性及び差別の禁止、友好親善関係の促進)、懲罰規程、審判員・指導者に関するそれぞれの規則内の規定事項、就業規則など、関連規定が既に整備されている。

2. 規程制定だけでは不祥事防止はできない

規程類(規則や懲罰等)の制定がゴールではない。

一人ひとり役職員の意識・知識等を高め、また集団レベルでの組織文化・組織風土を高める必要がある。

教育・啓発、相談・援助等を行なうことが一番の近道であるため、名称にこだわらないこととした。

3. 将来的な規程体系の進化に向けた準備

今回は倫理規範として、国内サッカー界全体に早期に啓発を行なうことを優先した。

将来的には、定款、基本規程とそれぞれ日本サッカー界の根幹を規定する制度設計からリフォームを行なうこととしている。

将来的に、倫理規程とするか基本規程内に服務原則全般を規定するか等着手したい。

5. 教育展開のイメージ

※前回報告事項と基本同内容

方針 ⇒ 規範 ⇒ 規程・規則・ガイドライン等(新設/改正)

⇒ 教育ハンドブック準備 ⇒ 教育・啓発 ⇒ 実践強化へ

(審判委員会にて作成した「審判員が署名・宣誓する約束」等よい取り組み事例もあり、今後の教育・啓発に加え、他領域に展開する。)

JFA コンプライアンス・ハンドブック

2030年組織基盤「世界トップ3」のスポーツ団体の実現に向けて

公益財団法人 日本サッカー協会

12

公益財団法人 日本サッカー協会
1級審判員・女子1級審判員・フットサル1級としての約束

私は、公益財団法人 日本サッカー協会（以下「JFA」）1級審判員・女子1級審判員・フットサル1級審判員として、下記の事項を約束します。

① 審判員としての行動

- 審判員として自覚と責任、誇りを持ち、倫理的で誠実な態度で振舞う。
- 競技規則、その付属書にある種規定、各種通告を正しく理解し、これらを的確に施行し、日本のサッカーの発展に貢献する。
- 審判員としての能力向上に努め、研修会等に参加して、自己研鑽する。
- ポリシーを活用し、そのデータを報告する。
- 審判報告書、現簿に関する報告文書等を正確に速やかに提出する。

② リスペクト（大切に思うこと）ある行動

- リスペクト精神を理解し、日常生活のみならず、試合において選手、監督、チーム役員、サッカーに関わるすべての関係者、施設、用具に対して、大切に思う心で接する。
- 審判活動のために貸与されたウェア、道具等を正しく着用し、また、大切に扱う。
- 貸与物品を他人に提供することしない。
- JFA や各リーグ等のオフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー等に感謝して行動する。

③ 法令遵守

- 法令等を遵守し、正しい生活を送る。
- 暴力団等の反社会的勢力から、一切関わらない。
- 試合に関する不正行為は、断固拒否する。
- 通告において、審判としての信用・信頼性を失わせる行為（暴力団等の反社会的勢力への関与、試合に関する不正行為を告発）に参与しておらず、また、これらが発覚した場合に、試合に影響を及ぼすおそれのある何らかの働きかけを行っている（そのおそれがある場合を含む）、または、懲罰規定第 34 条に定める、他者が不正行為に関与したという情報を知った場合には、速ちに JFA 審判委員会や試合運営を行っているリーグに報告、相談する。リーグ担当審判員はその方法として「リーグ審判ヘルプライン」を活用する。
- 審判報酬に關し、不正な請求を提出し、申し込み、要求または約束しない。
- リーグ担当審判員は、サッカー(U) (gss) を購入しない。

年 月 日、

- 1 -

- 2 -